

各 位

会社名： アートコーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号：9030 東証・大証一部)
問合せ先： 専務取締役 村田 省三
電話番号：072-870-0123

「追加」定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社が平成23年4月28日付で開示しました「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」に一部洩れがありましたので、追加で下記のとおりお知らせします。

記

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件（本臨時株主総会第3号議案）」の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成22年3月31日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に記載している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本取得の適合状況は以下のとおりです。

当社は、本取得が支配株主との取引等に該当することから、本取得の公平性を担保するために、上記「Ⅱ. 1」のとおり、A種種類株式の売却価格について、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,800円（本公開買付けにおける買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成23年2月4日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申し上げましたとおりです。）。また、利益相反を回避するための措置として、CTトータルトランスポートの代表取締役を兼任している当社の代表取締役社長寺田千代乃氏、CTトータルトランスポートの取締役を兼任している当社の専務取締役寺田政登氏及び常務取締役寺田秀樹氏、並びにCTトータルトランスポートとの間で、当社の株式の非公開化させる一連の手続の後も特段の事情がない限り引き続き当社の常務取締役として当社の経営に参画することを合意している当社の常務取締役松藤雅美氏は、本取得について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることから、当社の取締役会における本取得に係る議案の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場においてCTトータルトランスポートとの協議・交渉には参加しておりません。更に、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置について、法務アドバイザーである大阪シティ法律事務所の法的助言を得ております。

また、上記平成23年2月4日付当社プレスリリースにてご報告申し上げておりますとおり、当社は、本公開買付け及びその後の各手続により当社の株式を非公開化させる一連の手続を行うことに関して、当社及びCTトータルトランスポートと特別の利害関係を有さない者に該当する本委員会の平成23年2月4日付第三者委員会意見書において、当社の株式を非公開化させる一連の手続が中長期的な当社の企業価値の向上に資するか、公正な手続を通じて株主利益への配慮がなされたかどうか、当社の株式を非公開化させる一連の手続に基づき株主に交付される対価は公正かつ妥当であるか、の各観点から総合的に検討したうえで、本公開買付け及び本取得を含むその後の各手続により当社が当社の株式を非公開化させる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見を入手しております。

なお、平成22年3月31日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している指針は「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、当該取引の内容及び条件の妥当性等について当社取締役会で審議のうえ、取締役会決議をもってその実施を決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。」というものであります。

添付資料

平成23年4月28日開示資料「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」

平成23年 4 月 28 日

各 位

会社名： アートコーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号：9030 東証・大証一部)
問合せ先： 専務取締役 村田 省三
電話番号：072-870-0123

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年 5 月 26 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（本臨時株主総会第 1 号議案）

(1) 定款変更の理由

平成23年 3 月 23 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げておりますとおり、当社の親会社である C T トータルトランスポート株式会社（以下「C T トータルトランスポート」といいます。）は、平成 23 年 2 月 7 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成23年 3 月 22 日に終了しており、平成23年 3 月 29 日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式 4,468,167 株（議決権数：44,681 個、当社の総株主等の議決権の数に対する割合：42.59%）を保有しております。

なお、C T トータルトランスポートは、その発行済株式の全て（6,100 株）を、当社の第二位株主である寺田千代乃氏（議決権数：22,470 個、当社の総株主等の議決権の数に対する割合：21.42%）、当社の第三位株主である寺田寿男氏（議決権数：15,430 個、当社の総株主等の議決権の数に対する割合：14.71%）、当社の第四位株主である寺田政登氏（議決権数：9,545 個、当社の総株主等の議決権の数に対する割合：9.10%）及び当社の第五位株主である寺田秀樹氏（議決権数：8,955 個、当社の総株主等の議決権の数に対する割合：8.54%）（以下、これらの者を「創業家一族」といいます。）によって所有されており、C T トータルトランスポートと創業家一族の議決権数の合計は、101,081 個（当社の総株主等の議決権の数に対する割合：96.35%）となります。

平成23年 2 月 4 日付 C T トータルトランスポートのプレスリリース「アートコーポレーション株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、C T トータルトランスポートは、当社を取り巻く厳しい経営環境の下、企業価値の向上を図るための経営改革に伴うリスクから当社の一般株主の皆様の利益を守るとともに、当社を中長期的に支援するため、MBO の手法により、C T トータルトランスポートが当社の株式を取得することによって当社の普通株式を非公開化して、C T トータルトランスポートの代表取締役である寺田千代乃氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくとともに、併せて上場維持に伴うコストの削減を図ることが最も有効な手段であるという結論に至り、平成 23 年 2 月 7 日から本公開買付けを実施したとのことです。

これに対して、当社は、平成23年 2 月 4 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、当社の取締役会が設置した第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）による交渉の経緯及び結果、本委員会提出に係る

意見書のほか、当社及びCTトータルトランスポートから独立した法律事務所である大阪シティ法律事務所からの助言、プライスウォーターハウスクーパース株式会社による平成23年2月3日付株式価値算定書の内容、並びに当社が置かれている状況等を総合的に考慮して、複数回にわたって慎重に協議・検討を行った結果、当社の株式を非公開化させるための一連の取引が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社の普通株式の売却機会をご提供するものであると判断し、平成23年2月4日付で本公開買付けに対して賛同を表明するとともに当社の株主の皆様に対して応募を推奨しております。

当社は、今般、本公開買付けが成功裡に終わったことに伴い、CTトータルトランスポートから要請を受け、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社をCTトータルトランスポート及び創業家一族のみを株主とする会社とするために、以下の①から③の方法（以下「本定款一部変更等」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を298,500分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式298,500分の1株の割合をもって交付いたします。なお、CTトータルトランスポート及び創業家一族以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をCTトータルトランスポートに売却することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,800円（本公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」は、本定款一部変更等のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社現行定款第7条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更は、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 16,705,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 16,705,000株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は16,704,900株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)は100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第16条の2 第13条、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（本臨時株主総会第2号議案・本種類株主総会議案）

(1) 定款変更の理由

「全部取得条項に係る定款一部変更の件」は、上記「種類株式発行に係る定款一部変更の件」でご説明申しあげております本定款一部変更等のうち②を実施するものであり、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を298,500分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、CTトータルトランスポート及び創業家一族以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び本臨時株主総会における第3号議案である「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日は平成23年6月30日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
(新設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を298,500分の1株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件（本臨時株主総会第3号議案）

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」でご説明申しあげておりますとおり、当社は、今般、CTトータルトランスポートから要請を受け、株主様のご承認をいただくことを条件として、本定款一部変更等を実施することといたしました。

本議案は、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」でご説明した本定款一部変更等のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を298,500分の1株の割合をもって交付するものとしたします。前記のとおり、CTトータルトランスポート及び創業家一族以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をCTトータルトランスポートに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,800円(本公開買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を298,500分の1株の割合をもって交付するものとしたします。

(2) 取得日

平成23年6月30日

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものとしたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において、本臨時株主総会における第1号議案である「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、本臨時株主総会における第2号議案である「全部取得条項に係る定款一部変更の件」並びに「本議案」が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「本種類株主総会議案」の追加変更案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年5月26日から平成23年6月26日までに整理銘柄に指定された後、平成23年6月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成23年5月26日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成23年5月26日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年5月26日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	平成23年5月27日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成23年6月24日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成23年6月27日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成23年6月29日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成23年6月30日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年6月30日（木）

以 上